

九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機の  
原子炉等規制法に基づく工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

申請年月日等：

令和2年1月30日（原発本第195号）

補正年月日等：

令和2年3月13日（原発本第218号）

令和2年3月25日（原発本第236号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：玄海原子力発電所

所在地：佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

3. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出力： 3, 478, 000 kW

第1号機： 559, 000 kW

第2号機： 559, 000 kW

第3号機： 1, 180, 000 kW

第4号機： 1, 180, 000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

計測制御系統施設

発電用原子炉の運転を管理するための制御装置

2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能

・中央制御室機能

・中央制御室外原子炉停止機能

放射線管理施設

加圧水型発電用原子炉施設

4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請に係るものに限る。）

5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

（1）品質保証の実施に係る組織

（2）保安活動の計画

（3）保安活動の実施

- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

その他発電用原子炉の附属施設

9 緊急時対策所

- 1 緊急時対策所機能
  - ・代替緊急時対策所機能（3号機設備、3,4号機共用）
- 2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請に係るものに限る。）
- 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項
  - (1) 品質保証の実施に係る組織
  - (2) 保安活動の計画
  - (3) 保安活動の実施
  - (4) 保安活動の評価
  - (5) 保安活動の改善

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更

6. 申請理由

平成29年4月に有毒ガス防護に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び同解釈（以下「技術基準規則等」という。）の一部が改正された。今回の工事の計画においては、技術基準規則等の改正を踏まえ、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う。